

令和 8 年度戦略的 MICE 誘致促進事業
沖縄MICEプロジェクト「MICE商談会・ランチョンセミナー」
業務委託企画提案コンペティション応募要綱

令和 8 年度戦略的 MICE 誘致促進事業 沖縄 MICE プロジェクト「MICE 商談会・ランチョンセミナー」企画・運營業務（以下「本業務」という。）の委託の実施について下記のとおり公示する。

（目的）

第 1 条 沖縄県・（一財）沖縄観光コンベンションビューロー（以下、「OCVB」という。）は、沖縄 MICE の最新情報等を提供し本県 MICE の誘致拡大を図るため、具体的な MICE 案件・顧客を持ち、今後沖縄への誘致が期待できる MICE 担当者（旅行会社）（以下「招聘バイヤー」という。）を本県へ招聘し、沖縄の新しい、魅力ある MICE コンテンツおよび県内 MICE 関連事業者（以下「県内セラー」という。）を紹介し、積極的な商談を行う事により、本県での MICE 開催誘致促進に資する事を目的とする。

（企画内容）

第 2 条 募集する企画の内容は、別紙「仕様書」のとおりとする。

（見積り）

第 3 条 経費の積算に関して、今回の企画提案は 7,350,000 円（消費税込）の範囲内で見積もること。ただし、この金額は企画提案のため提示した金額であり、実際の契約金額とは異なる。

（委託期間）

第 4 条 委託期間は契約締結の日から令和 9 年 3 月 5 日までとする。

（参加資格）

第 5 条 本企画提案コンペティションの参加資格は、次の要件を全て満たす企業または団体（以下、「企業等」という。）とする。なお、応募は一企業単独または共同企業体での参加とする。

1. 地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
2. 団体役員に次のいずれかに該当するものが含まれていないこと。
 - (1) 破産者で復権を得ない者。
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴

力団の構成員等」と略記)

3. 暴力団の構成員等の統制の下にない企業等であること。
4. MICEに関する知見を有し、かつ本業務の事業内容を的確に実施する能力を有すること。
5. 過去に官公庁および関係団体から受託した類似事業の実績（沖縄県内または他都道府県）を有すること。
6. 本業務を運営するにあたっては、正副3名以上の専任の担当者を割り当て、必要に応じてOCVBと速やかに連携を行うなど、事業を円滑に履行することができる体制が整備されていること。
7. 本業務に提案するにあたっては次の事項に留意すること。
 - (1) 複数の企業等で共同企業体を構成して応募する場合は、幹事社を選定すること。
 - (2) 1社につき1提案の応募とし、1つの企業が複数の共同企業体を通じて2つ以上提案することはできない。
 - (3) 共同企業体等、複数の企業により構成される場合、共同企業体協定書（任意書式）及び構成企業全ての会社概要を提出すること。
 - (4) 共同企業体を構成する事業者のいずれかが参加資格5.の要件を満たす者であること。
8. 沖縄県内に本社、支社又は営業所を有する企業又は団体であること。
9. 共同企業体を構成する場合、幹事社となる事業者は本条第4号に該当する企業等であること。
また、共同企業体を構成するすべての事業者は本条第1号から第3号までの要件を満たす企業等であること。
10. 沖縄県から指名停止措置を受けていない企業等であること。

(手続き及びスケジュール)

第6条 本企画提案コンペティションについての手続きおよびスケジュールについて以下の通り定める。

(1) 応募に係る資料の公示及びダウンロード場所

公示期間：令和8年8月3日（月）から令和8年8月14日（金）まで

公示及びダウンロード場所：

- ① 「おきなわ MICE ナビ」(インフォメーション一覧)
- ② 一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー（公募・支援情報）

※申請書類は①「おきなわMICEナビ」よりダウンロード可能

<https://mice.okinawastory.jp/information/post-51230/>

(2) 応募に係る質問受付及び回答

受付期限：令和8年8月7日（金）12:00（正午）まで

質問は所定の様式(様式1)に記載の上E-mailでの受付とし、電話等その他の方法で受け付け

ない。

回答方法：「おきなわ MICE ナビ」ウェブサイト上にて回答

(提出書類)

第7条 本提案コンペティションに参加する企業等は、次に掲げる書類を提出期限までに OCVB（下記提出先）へ提出しなければならない。企画提案の応募に係る手続き及び日程は以下の通りとする。

提出先：〒901-0152 沖縄県那覇市字小禄 1831-1 沖縄産業支援センター2階

一般財団法人 沖縄観光コンベンションビューロー 海外・MICE 事業部 MICE 推進課

沖縄 MICE プロジェクト「MICE 商談会・ランチョンセミナー」業務 企画提案審査会事務局 宛

1. 参加申込書

(1) 提出期限：令和8年8月14日（金）12:00 必着

(2) 提出方法：所定の様式（様式3）に必要事項を記入の上、原本を郵送または持参にて提出。

2. 提案提出書および提案書

(1) 提出期限：令和8年8月25日（火）12:00 必着

(2) 提出方法：所定の様式（様式3）に必要事項を記入の上、原本を郵送または持参にて提出。

(3) 書類内容／提出する全ての書類は2穴パンチをあげ、カバー等は付けないこと。

① 提案提出書（様式3）

ア. 共同企業体として提案する場合、様式3の項目3～5については構成事業者全社分を提出すること。

イ. 会社組織図

ウ. 共同企業体として提案する場合は構成事業者全社分を提出すること。

② 提案書

ア. 提案書は事業者名（共同企業体含む）を明記した10部を提出すること。

イ. 提出する提案書については、A4横書き・綴じ方は長辺綴じとし、

所定の形式以外の提案書については受け付けない。

ウ. 表紙、目次を省く両面印刷10枚以内（見積りは別冊添付）とする。

エ. 綴じ方例は右図を参照すること。

オ. 原本提出後、指定のメールアドレス宛にPDFデータでも提出すること。

③ 見積書

ア. 見積書は（事業者名表記／代表者印押印）のものを10部提出すること。

イ. 各項目別の一式表記と内訳明細書を添付すること。

ウ. 管理費は再委託分を除く事業費の10%以内とすること。

※受託事業者から、他の事業者（第三者）に委任、又は請負わせる業務を指します。

(例：備品手配・設営業務、印刷業務、ケータリング費用、アルバイトスタッフ手配費用等)

④ 適格性確認書（様式 4）

⑤ 個人情報の管理体制等報告書（様式 5）

⑥ 評点概要書（様式 7）

⑦ 共同企業体協定書（任意書式、共同企業体で応募する場合のみ）

(4) 提出者は、所定の資料に必要事項を記載後、原本を郵送（持参）すること。

(5) 提出期限の日時まで提出の無い者の提案は、受け付けない。

3. 企画参加申込書（様式 2）及び企画提案申込書（様式 3）を提出した後に、諸般の事情により企画提案への参加を辞退する場合は、第 1 次審査実施予定日の前日 17 時までに辞退申請書（様式 6）を提出すること。

4. 提出期限までに提出のあった書類について、以下の各号のいずれかに該当すると思料される場合は、提出日から第 1 次審査実施予定日の前日までの間に、OCVB より疑義照会を行うことがある。

(1) 見積金額が第 3 条に定める金額を超過している場合

(2) 提出書類に記載された内容に虚偽がある場合

(3) 本要綱に違反または著しく逸脱した場合

(4) その他不正行為がある場合

5. 前項による疑義照会を経てもなお、前項各号のいずれかに該当するものと認められる場合には、次条に定める審査の対象から除外するものとする。

（審査）

第 8 条 提出された企画提案に係る審査は次の過程により実施する。

1. 第 1 次審査を企画提案コンペティション選定委員会による書面審査にて行い、上位 3 社を上限に第 2 次審査進出候補者を選定する。
2. 前号の審査で選定された企業等を対象にプレゼンテーションに基づく第 2 次審査を行い、委託候補を選定する。プレゼンテーションの持ち時間は 1 提案者あたり 15 分とし、質疑応答は 10 分とする。
3. 第 1 次審査の結果、および第 2 次審査の日時・会場など詳細な事項については第 1 次審査で選出された企画の提案者のみに通知する。
4. 第 2 次審査について、沖縄現地にて参加が出来ない場合には、オンラインビデオ会議システムを利用した遠隔プレゼンテーション審査の実施に切り替えることがある。この場合において、企画提案者側の通信環境（インターネット回線等）および通信媒体（パソコン、タブレット等）については、企画提案者自身で用意すること。
5. 第 2 次審査の結果については、採択の可否にかかわらず書面により全ての企画提案者へ通知する。
6. 企画提案に係る応募が 3 社以下の場合は第 1 次審査を省略し、第 2 次審査のみ行う。

7. 審査日程を次のとおり定める。

(1) 第1次審査実施予定日時：令和8年8月27日（木）14：00～

(2) 第2次審査実施予定日時：令和8年9月2日（水）14：00～

8. 審査にあたっては、次の各号に定める内容に基づき総合的に勘案し評価を行う。

	評価項目	内容
(1)	事業理解	本業務の目的を理解したうえで仕様書の委託内容を網羅した実施内容となっているか
(2)	会場提案	会場選定・設営、業務を含め、本事業を実施するにあたり、運営（MICE 商談会・ランチョンセミナー）が効果的かつ円滑に行える会場となっているか
(3)	企画内容①	マッチングツール構築・運営・取りまとめ等が効果的に行えるスケジュールが設けられているか
(4)	企画内容②	ランチョンセミナーにおいて、本業務の目的を理解した上での適切な提案か。また、セラーおよびバイヤーの交流を促進する工夫がなされているか
(5)	実績	本事業と類似または同規模の事業を実施した実績を有しているか
(6)	見積適正	見積額は限られた予算の中で最大の効果を生む内容となっており、合理的かつ適正であるか

（委託契約）

第9条 委託契約については、原則として第1位入選者と契約を行うものとするが、委託に関して必要な協議が合意に至らなかった場合は、次順位以降の者を繰り上げて、協議の上契約するものとする。

（再委託について）

第10条 個人情報取扱事務を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を OCVB に提出して OCVB の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託で取り扱う個人情報
- (2) 再委託の期間
- (3) 再委託が必要な理由
- (4) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (5) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- (6) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (7) 再委託の相手方の監督方法（監督責任者の氏名を含む。）

2. 受託者は、OCVB の書面による承諾により、再委託する場合は、OCVB が受託者に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を再委託の相手方に講じさせなければならない。
3. 受託者は、再委託先の当該再委託に係る事務に関する行為及びその結果について、受託者と再委託先との契約の内容にかかわらず、OCVB に対して責任を負うものとする。
4. 受託者は、個人情報取扱事務を再委託した場合には、その履行を管理監督するとともに、OCVB の求めに応じて、その状況等を OCVB に報告しなければならない。

(その他)

第 11 条 本条および次の各号に定めのない事項については、沖縄県と OCVB による協議をもって定める。

1. 応募書類の作成等に関する費用は、申請者の負担とする。
2. 応募書類に虚偽の記載を行った場合は、その応募を無効とし、今後 OCVB への企画提案を受け付けない。
3. 応募書類に不備・不足がある場合、審査の時の減点対象となる。なお、不備・不足が著しい場合は、審査の対象から除外することがある。
4. 応募書類の提出後は、記載された内容の変更は認めない。
5. 提出された応募書類は、返却しない。
6. 1 次審査、2 次審査の審査内容および経過については、公表しない。

以上

【問い合わせ・書類提出先】

一般財団法人 沖縄観光コンベンションビューロー

海外・MICE 事業部 MICE 推進課 比嘉、奥平、福原

Email:conven@ocvb.or.jp TEL／098-859-6130 FAX／098-859-6221